

平成24年4月1日から 合併処理浄化槽設置者への補助制度を 開始します！！

雄武町では、町民の方々が快適に生活するため、合併処理浄化槽整備費用の一部を補助することを目的とした『雄武町合併処理浄化槽整備事業補助金交付条例』を制定しました。

対象者、対象となる工事及び補助金制度の内容については次のとおりです。

1 制度の名称 雄武町合併処理浄化槽整備事業補助金交付条例

2 対象地区 雄武町内において、下水道法の規定による認可を受けた区域以外の区域。

3 対象となる工事等

(1) 雄武町の住民基本台帳に登録されている方で、住宅に合併処理浄化槽を町内業者によって平成24年4月1日以降に設置される方（維持管理費用は既に設置されている方も対象となります）。

(2) 設置する合併処理浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で、同法第4条第1項の規定による構造基準に適合し、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって次の機能を有するものです。

ア 生物化学的酸素要求量除去率90%以上のもの。

イ 放流水の生物化学的酸素要求量が20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するもの。



4 補助金の額

(1) 合併処理浄化槽設置費用の補助金の額は、設置費用に100分の95を乗じた額で、下表が限度額です。

(2) 合併処理浄化槽維持管理費用の補助金の額は、浄化槽法第11条第1項に規定する水質に関する検査及び保守点検料に要する費用に相当する額とし、25,000円が限度額となります。

※ 合併処理浄化槽設置費用の補助金の限度額

区 分	補助限度額
5人槽	1,300,000 円
7人槽	1,600,000 円
10人槽以上	2,000,000 円



5 申請の方法

『雄武町合併処理浄化槽整備事業補助金交付条例』の交付を受けるには、工事着手前に申請の手続きが必要です。

手続き等に対するお問い合わせや申請手続きの担当は、
雄武町役場 住民生活課 環境衛生係
(電話 0158-84-2121 内線 224・225) です。

6 手続きの流れ

